

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 議案第 2号 遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公
(付託案件) 費負担に関する条例の制定について
(総務・文教常任委員会審査報告、令和2年第8回定例会付託)
- 日程第 5 議案第 3号 遠軽町温泉分湯条例の制定について
(付託案件) (経常任委員会審査報告、令和2年第8回定例会付託)
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1号 令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第13号)

令和3年第1回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

令和3年2月10日（水）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 町長の提出案件要旨説明
日程第 4 議案第 2号 遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
(付託案件) (総務・文教常任委員会審査報告、令和2年第8回定例会付託)
日程第 5 議案第 3号 遠軽町温泉分湯条例の制定について
(付託案件) (経常任委員会審査報告、令和2年第8回定例会付託)
日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 7 議案第 1号 令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）
-

◎出席議員（16名）

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長 佐々木修一君 教育長 河原英男君
代表監査委員 村瀬光明君

◎説明員

副町長	舟木淳次君	総務部長	佐藤祐治君
民生部長	平間敏春君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	総務課長	鈴木浩君
企画課長	今井昌幸君	財政課長	堀嶋英俊君
保健福祉課長	古賀伸次君	保健福祉課参事	深澤万喜子君
商工観光課長	小椋将秀君	生田原総合支所長	大辻祐一君
丸瀬布総合支所長	伊藤雅彦君	丸瀬布総合支所産業課長	小山信芳君
白滝総合支所長	鴻上栄治君	会計管理者	伯谷和昭君
教育部長	大貫雅英君	総務課長	村上裕和君
監査委員事務局長	奥山隆男君	選挙管理委員会事務局長	奥山隆男君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	菊地隆君	事務局係長	田中郁美君
事務局主幹	岩井誠志君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました令和3年第1回遠軽町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（菊地 隆君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和2年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第7までとなっております。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、3番佐藤議員、阿部議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

阿部議会運営委員長。

○9番（阿部君枝君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました、令和3年第1回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分から議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の提出案件要旨説明

○議長(前田篤秀君) 日程第3 町長の提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) ー登壇ー

令和3年第1回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本議会に提出いたしました議案の概要について、御説明申し上げます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、新型コロナウイルス感染症により、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第12号)を専決処分しましたので、議会の承認を求めるものです。

次に、議案第1号令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第13号)について御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金及び道支出金を補正し、歳出については、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る工事請負費の減額及び備品購入費の追加、遠軽地域医療対策連携会議負担金並びに新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費を計上したところで

す。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第4 議案第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第4 議案第2号遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

令和2年第8回定例会において付託しました総務・文教常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

竹中総務・文教常任委員長。

○6番(竹中裕志君) ー登壇ー

総務・文教常任委員会付託議案に係る委員長報告をいたします。

令和2年第8回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託されました議案第2号遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条

例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により、審査結果を報告いたします。

本条例につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、遠軽町議会議員選挙及び遠軽町長選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものであります。

この付託案件については、本委員会において、委員会審査を令和2年12月22日、令和3年1月19日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上で、総務・文教常任委員会に付託されました議案1件の報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 議案第3号遠軽町温泉分湯条例の制定についてを議題とします。

令和2年第8回定例会において付託しました経済常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

秋元経済常任委員長。

○4番（秋元直樹君） —登壇—

令和2年第8回遠軽町議会定例会におきまして、経済常任委員会に付託されました議案第3号遠軽町温泉分湯条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により、審査結果を報告します。

本条例につきましては、町が採取した温泉の有効利用を図るため、温泉の分湯に関し必要な事項を定めるものです。

本委員会において、委員会審査を令和2年12月23日、令和3年1月18日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上で、経済常任委員会に付託されました議案1件の報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町温泉分湯条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第6 承認第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第6 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長(堀嶋英俊君) 承認第1号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第12号)を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第10号につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第12号)を定めることについて、12月21日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第12号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を197億5,353万4,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

11款地方交付税につきましては、1項地方交付税に3,200万円を追加し、総額を69億845万5,000円としたものです。

これにより、歳入合計197億2,153万4,000円に3,200万円を追加し、総額を197億5,353万4,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に3,200万円を追加し、総額を69億7,921万5,000円としたものです。

これにより、歳出合計197億2,153万4,000円に3,200万円を追加し、総額を歳入歳出同額の197億5,353万4,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業3,200万円につきましては、感染症による経済的影響が長期に及ぶ中、北海道の集中対策期間の延長や国のG o T o事業の停止・利用自粛などにより、年末年始の観光業及び飲食業の大きな苦境が懸念されたことから、宿泊、交通、飲食店、酒類卸売の各事業者に対する事業継続の支援制度を創設し、1施設20万円の特定事業緊急支援金を計上したものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

11款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税につきましては、普通交付税3,200万円の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

2款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

11款地方交付税、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、承認第1号の質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 議案第1号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第1

3号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○**財政課長(堀嶋英俊君)** 議案第1号令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第13号)について説明いたします。

令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第13号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,466万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を198億7,820万2,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に8,925万9,000円を追加、2項国庫補助金に2,540万9,000円を追加し、総額を42億3,515万5,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、2項道補助金に1,000万円を追加し、総額を7億600万円とするものです。

これにより、歳入合計197億5,353万4,000円に1億2,466万8,000円を追加し、総額を198億7,820万2,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費の減額補正と追加補正が同額であるため、補正額はゼロとするもので、総額の変更はありません。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に1億2,466万8,000円を追加し、総額を14億1,127万8,000円とするものです。

これにより、歳出合計197億5,353万4,000円に1億2,466万8,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の198億7,820万2,000円とするものです。

次に、第2表繰越明許費補正について説明いたします。

繰越明許費の追加につきましては、4款衛生費1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業1億118万5,000円について、翌年度に繰り越して使用することができる経費とするものです。

変更につきましては、2款総務費1項総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策事業、補正前の金額6,038万4,000円にスローライフ等応援事業のトレーラーハウス及び関連備品購入費1,000万円を追加し、7,038万4,000円に変更するものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたし

ます。

9ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、感染症対応地方創生臨時交付金を活用したスローライフ等応援事業の予算について、お試しテレワークスペース等の施設整備に要する経費のうち、職員住宅等改修工事の予算を300万円減額し、貸出用トレーラーハウスを購入する備品購入費に300万円を追加するものです。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、地域医療対策事業1,000万円につきましては、遠軽厚生病院の医師確保に係る広報事業を実施するため、遠軽地域医療対策連携会議負担金を追加するもので、全額を北海道の地域づくり総合交付金により実施するものです。

3目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業1億1,466万8,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのワクチン接種に必要な体制確保とワクチン接種の実施に係る経費を計上するものです。

事業に要する経費として、一般事務員及び保健師、看護師を会計年度任用職員として任用するための報酬、給料、各種手当、社会保険料のほか、一般職の時間外勤務手当を合わせた人件費に1,336万6,000円、費用弁償に15万7,000円、需用費として、マスク、手袋等の消耗品費及びリース車両に係る燃料費、封筒や予診表などの印刷製本費に299万9,000円、役務費として、専用電話回線や接種券発送に要する通信運搬費及び国保連合会に対する事務手数料に322万1,000円、委託料の9,289万8,000円につきましては、ワクチン接種券等作成業務委託料104万2,000円、健康管理システム改修業務委託料188万1,000円、ワクチン配送業務委託料48万7,000円、超低温冷蔵庫管理業務委託料20万7,000円、ワクチン接種委託料8,925万9,000円、感染症産業廃棄物処理業務委託料2万2,000円を計上。使用料及び賃借料として、新型コロナワクチンウェブ予約システム使用料及び自動車リース等に169万7,000円、備品購入費として、接種用器具等の購入費33万円を計上するものです。

なお、これらワクチン接種の実施及び必要な体制確保に係る経費は、全額を国の負担により実施するものです。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

15款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金8,925万9,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の追加です。

2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金2,540万9,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の追加です。

16款道支出金2項道補助金3目衛生費道補助金1,000万円につきましては、地域医療対策として実施する医師確保のための広報事業に係る地域づくり総合交付金の追加で

す。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、9ページから10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款衛生費、11ページから12ページ。

高橋議員。

○1番（高橋義昭君） コロナワクチンについてですけれども、非常に我々も興味あるところなのですけれども、コロナワクチンの接種なのですが、遠軽町民はどここの場所で、いつ頃からどのような手順で進めていかれる予定なのか、その行程、場所ですとか、そういう行程、決定ではないのでしょうかけれども、あらあらでも、今分かっている範囲内でお聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 現在進めております予定としましては、住民が通い慣れたかかりつけ医や身近な医療機関において、安心して接種できる体制を確保することを基本としております。併せて公共施設の集団接種会場を検討しているところでございます。時間と場所については、まだ確定しておりませんので、確定次第、住民の方にお知らせする予定としております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 同じ場所なのですけれども、会計年度任用職員報酬となってますけれども、あくまで補正予算だと思っておりますが、3月いっぱいまでですよ。その報酬は結構な金額になっていきますけれども、1名分ですか。それだけです。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 予算の説明でもございましたとおり、繰越明許費ということで、ワクチン接種の事業を考えております。会計年度任用職員につきましては、事務職員4名、看護師3名、保健師1名の計8名を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

山本議員。

○12番（山本 悟君） 4款1項3目予防費の中のコロナワクチンの接種事業についてお聞きします。国の指示から考えますと、接種の対象者、医療従事者、それから高齢者、高齢者以外の基礎疾患のある方、それから高齢者施設で従事されている方が対象になるの

かと思うのですが、まず1点目として、医療従事者の中には、消防職員だとか自衛隊の隊員が入っているのかどうか。それから、2点目として、高齢者、65歳ということで北海道新聞にも今日出ていましたけれども、65歳と決めた理由は何か。その2点についてお伺いします。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） お答えいたします。

まず、優先接種対象の医療従事者の内訳としましては、病院、医科・歯科診療所、調剤薬局、消防職員、自衛隊が対象となっております、遠軽町内に約1,600名おります。

それから、2点目の御質問であります65歳以上の優先接種ということですが、それは、国のほうで示されました、重症化が予想される年齢ということで、65歳ということ示されているものでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山本議員。

○12番（山本 悟君） 1点目は了解しました。

2点目で、国の示されているということでしたけれども、町独自で年齢を引き下げるといふ考えはありますでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） ございませんし、できないと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 12ページの委託料関係で、委託料が5か所ありますけれども、この委託料につきましては、いつ頃委託業務発注になるのか、また、町内業者、どの委託料に対して指名を行っていくのかについて伺います。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 予算の中の新型コロナウイルスワクチン接種委託料、こちらにつきましては、医療機関が各一人一人に対して接種したことに対して町が医療機関に対してお支払いするものとなります。これは1回当たり2,070円ということで、国のほうで決定しております。そのほかの委託料につきましては、本日議決いただきました後に、契約等の手続を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） この5か所の委託料の中で、先ほど話しましたけれども、町内業者が指名できるような委託料は何か所かあるかということなのですが、それについても一度お伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 現在検討していますところでは、町内業者で指名ということではなくて、まず、システムの改修業務委託料ですとか、接種券等作成業務委託料、こちらについては電算システムの改修の業務でありますので、町内業者ということではございません。ワクチン配送業務委託料につきましても、こちらも職員等の配送をほかの業者に委託してということで、こちらは町内業者になろうかと考えております。委託に限って言えば、以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 一番上の新型コロナの接種券等作成業務委託、シールとかになるかと思えますけれども、この辺については町内業者の使用というのは考えているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） こちらについては、町で所有しておりますシステム上のデータを使って、システムから直接出力するものですので、町内業者ということは考えておりません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

15 款国庫支出金、7 ページから8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、16 款道支出金、7 ページから8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、次に、第2表繰越明許費補正、3 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全部終了しまし

た。

会議を閉じます。

以上で、令和3年第1回遠軽町議会臨時会を閉会します。

午前10時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前田篤秀

署名議員 依藤登

署名議員 阿部君枝